平成２２年（フ）第６７号
長野市北郷2924番地
債務者　松木　武**茂**
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２３２号
名古屋市中川区野田１丁目690番地　フタムラビル302号
債務者　山田　裕司
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３３号
名古屋市中川区野田１丁目690番地　フタムラビル302号
債務者　山田　奈美（旧姓岩越）
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７７号
名古屋市千種区今池４丁目３番19号　ジュネス今池501
債務者　今村　　亨
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５８号
名古屋市南区内田橋１丁目７番２号　レジデンス内田橋５Ａ号
債務者　尾﨑　昭久
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４５９号
名古屋市南区内田橋１丁目７番２号　レジデンス内田橋５Ａ号
債務者　尾﨑　房子
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第５８４号
名古屋市千種区今池南12番７号　ドミール春岡102号
債務者　松田　貴志
1　決定年月日時　平成22年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第２２５号
三重県三重郡菰野町大字下村184番地５
債務者　山中　妙子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第２４号
三重県四日市市川北１丁目17番26号
債務者　横田　啓子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５３号
三重県四日市市川北１丁目11番１号
債務者　鈴木建設こと　鈴木　公夫
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５４号
三重県桑名市星見ヶ丘４丁目405番地　ヴィルアザレＤ棟203号
債務者　岡元　沙恵
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第５９号
三重県桑名市大字星川938番地１　インペリアルⅠ101号
債務者　石川喜代之
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６３号
三重県四日市市大字塩浜2851番地
債務者　伊藤　三博
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第６８号
三重県いなべ市北勢町畑毛1046番地
債務者　藤田美奈子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７３号
三重県桑名市赤尾台３丁目79番地
債務者　伊藤　照世
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７４号
三重県桑名市大字桑名628番地４　ハイツ北浜１－１－１
債務者　小林　麻樹
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２２年（フ）第７５号
三重県四日市市泊町６番26号　ハイツ泊101号
債務者　糸川　純子
1　決定年月日時　平成22年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年５月17日まで
津地方裁判所四日市支部破産係